

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

（宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。）

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

② **自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算に
おいて」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。**

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年12月22日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 新 谷 志 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月 7日 午前 9時00分から 令和 8年 1月13日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 1月16日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 2月 5日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 1月20日 午前 9時00分から 令和 8年 1月20日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年12月22日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	14,532,000 11,625,600	一括	2,910,000	139,752	29,945
1	3,966,000				
2	4,743,000				
3	5,823,000				
</					



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 広島市安芸区船越二丁目 |
| | 地 | 番 | 475番2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 117.48平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 広島市安芸区船越二丁目 |
| | 地 | 番 | 475番7 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 140.50平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 広島市安芸区船越二丁目 |
| | 地 | 番 | 475番8 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 172.52平方メートル |



物件明細書

令和 7年10月29日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 新谷 志保

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 広島市安芸区船越二丁目 |
| | 地 | 番 | 475番2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 117.48平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 広島市安芸区船越二丁目 |
| | 地 | 番 | 475番7 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 140.50平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 広島市安芸区船越二丁目 |
| | 地 | 番 | 475番8 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 172.52平方メートル |



令和 7 年(ケ)第 1 0 5 号
令和 7 年 8 月 1 8 日受理
令和 7 年 9 月 1 2 日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 世 良 教 生

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 所 在 | 広島市安芸区船越二丁目 |
| | 地 番 | 4 7 5 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 7 . 4 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 広島市安芸区船越二丁目 |
| | 地 番 | 4 7 5 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 4 0 . 5 0 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 広島市安芸区船越二丁目 |
| | 地 番 | 4 7 5 番 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 2 . 5 2 平方メートル |



(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	広島市安芸区船越二丁目14番27号				
土地	物件 1～3				
現況地目	☒ 宅地（物件1～3） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ （物件 ）				
形状	☒ 概ね公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 土地位置関係図のとおり				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☒ 上記の者が、雑草等が繁茂した更地の状態で、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐				
その他の事項	本件各土地は、一体地として利用されており、その西側が道路（広島市道）に接面している（475番4、475番5、475番6、476番14、476番16、471番2、472番2の各土地は、広島市所有名義）。				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 平成 年 月 日 支部 平成 年()第 号				
建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者会社代理人 弁護士)	1 私は、本件各土地の所有者会社である株式会社ZENから、債務整理等に関して依頼を受けている弁護士です。 2 本件各土地については、所有者会社から、更地の状態となっており、第三者には貸していないと聞いています。

(執行官の意見用)

執行官の意見
■ 1 本件各土地の状況は、別紙地積測量図及び添付写真のとおりであり、所有者会社が本件各土地を雑草等が繁茂した更地の状態で占有しているものと認めた。 なお、添付の写真に記した境界は、地積測量図を基に本報告の便宜上作成したものにすぎず、明確な位置関係や境界を保証するものではない。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7 年 8 月 1 9 日 () 13 : 45 - 14 : 00	広島法務局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
7 年 8 月 2 0 日 () 16 : 15 - 16 : 55	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
7 年 8 月 2 8 日 () 16 : 25 - 16 : 27	当庁	Aに架電。占有関係等調査
7 年 9 月 9 日 () 13 : 15 - 13 : 40	物件所在地	占有関係調査・形状等調査、写真撮影（評価人同行）

(特記事項)

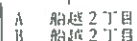
☐ 平成 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 平成 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 平成 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公用

登記年月日：令和6年10月17日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した文書である。
令和7年8月19日 広島法務局 登記官

縮小 (A3→A4)

地積測量図

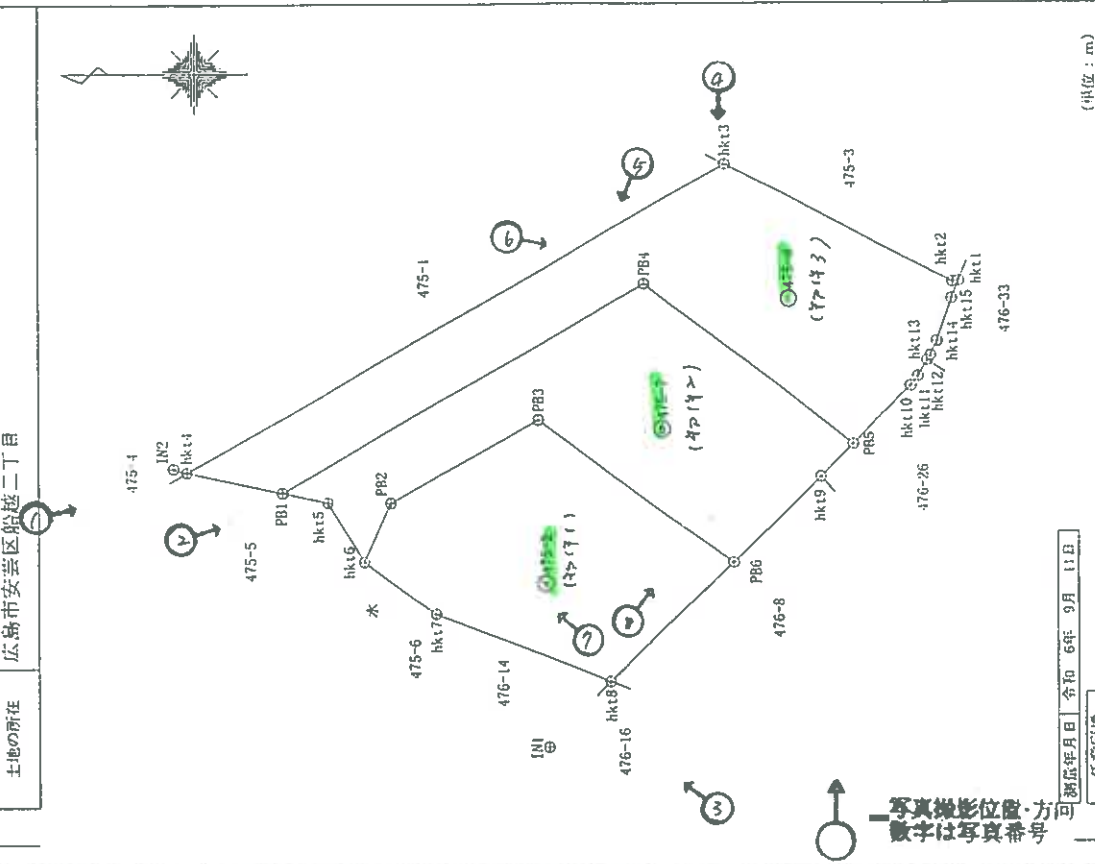
土地所在図
地積測量図 1/2

地番	475-2, 475-7, 475-8
土地の所在	広島市安芸区船越二丁目

境界点	X座標(Xn)	Y座標(Yn)	点間距離	境界線種類	備考
hkt7	-179760.197	32591.133	8.752	既設金属板	
hkt8	-179768.743	32587.933	7.978	既設金属板	
PB6	-179774.045	32593.513	11.345		
PB3	-179764.896	32600.221	7.850		
PB2	-179758.064	32596.355	3.058		
hkt6	-179756.768	32593.585	4.215	既設金属板	
hkt7	-179760.197	32591.133		既設金属板	
計算方法	$2F = \sum [Y_n(X_{n+1} - X_{n-1})]$				234.967088
面積 (㎡)					117.483540
換地					117.48 ㎡

境界点	X座標(Xn)	Y座標(Yn)	点間距離	境界線種類	備考
hkt5	-179755.008	32596.379	3.302	既設金属板	
hkt6	-179756.768	32593.585	3.058	既設金属板	
PB2	-179758.064	32596.355	7.850		
PB3	-179764.896	32600.221	11.345		
PB6	-179774.045	32593.513	5.740	既設金属板	
hkt9	-179771.148	32597.527	2.169		
PB5	-179779.684	32599.058	12.301		
PB4	-179769.945	32606.573	19.631		
PB1	-179752.890	32596.851	2.170	既設金属板	
hkt5	-179755.008	32596.379			
計算方法	$2F = \sum [Y_n(X_{n+1} - X_{n-1})]$				281.005331
面積 (㎡)					140.502665
換地					140.50 ㎡

境界点	X座標(Xn)	Y座標(Yn)	点間距離	境界線種類	備考
PB1	-179752.890	32596.851	19.631	境界線種類	
PB4	-179769.945	32606.573	12.301		
PB5	-179779.684	32599.058	3.838	既設金属板	
hkt10	-179782.402	32601.768	0.558	既設金属板	
hkt11	-179782.734	32602.216	0.858	既設金属板	
hkt12	-179783.168	32602.956	0.272		
hkt13	-179783.318	32603.183	0.741		
hkt14	-179783.418	32603.861	2.103	既設金属板	
hkt15	-179784.271	32605.860	0.872	既設金属板	
hkt1	-179784.596	32606.669	0.290	既設金属板	
hkt2	-179784.307	32606.043	11.978	既設金属板	
hkt3	-179773.670	32612.149	28.931	既設金属板	
hkt4	-179748.535	32587.422	4.462	既設金属板	
PB1	-179752.890	32596.851			
計算方法	$2F = \sum [Y_n(X_{n+1} - X_{n-1})]$				345.055021
面積 (㎡)					172.5275105
換地					172.52 ㎡



(単位：m)

測量年月日 令和 6年 9月 11日
任意図

申請人

令和 6 年 9 月 27 日作成

作成者 土地家屋調査士

登記年月日：令和6年10月17日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年8月19日 広島法務局

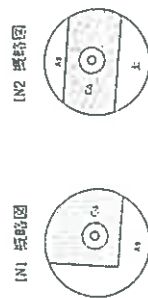
登記簿

縮小 (A3→A4)

地積測量図

土地所在図
地積測量図 2/2

地番	475-2, 475-7, 475-8
土地の所在	広島市安芸区船越二丁目



引張点表

基礎点名		X座標	Y座標	基礎点名		距離	角度
IN1		-179765.363	32584.877				
IN2		-179747.894	32598.002				
測点名		X座標	Y座標	基礎点名		距離	角度
hkt4		-179748.535	32597.822	IN1		21.231	37-34-10
				IN2		0.666	195-41-07
hkt5		-179755.008	32596.379	IN1		15.476	48-00-14
				IN2		7.297	192-51-06
hkt6		-179756.768	32593.585	IN1		12.235	45-22-27
				IN2		9.913	206-27-42

作成者 土地家屋調査士

(令和6年9月27日作成)

縮尺

申請人

縮尺

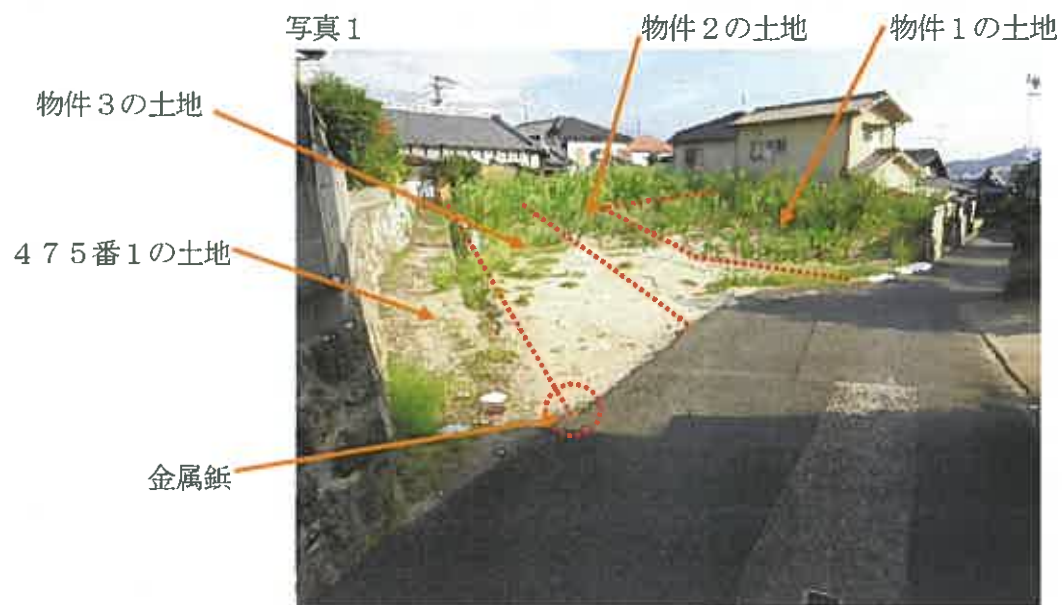


写真4

物件3の土地



金属鉋

写真5

物件1、2の土地

物件3の土地



写真6

物件3の土地

物件2の土地



写真 7

本件各土地



写真 8

本件各土地



令和 7 年 (ケ) 第 105 号
令和 7 年 9 月 9 日現地調査
令和 7 年 9 月 15 日評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

小 川 和 夫

第1 評価額

一括価格	
金 14,532,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 3,966,000円
物件2 (土地)	金 4,743,000円
物件3 (土地)	金 5,823,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 在 番 目 積	広島市安芸区船越二丁目 4 7 5 番 2 宅地 117.48㎡	同左
2	所 地 地 地 在 番 目 積	広島市安芸区船越二丁目 4 7 5 番 7 宅地 140.50㎡	同左
3	所 地 地 地 在 番 目 積	広島市安芸区船越二丁目 4 7 5 番 8 宅地 172.52㎡	同左
番号	特 記 事 項		
1～3	一部雑草等が生い茂っており立入が困難な箇所もある等、正確な現況等の把握は不可能であった。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～3）

位 置 ・ 交 通	最寄バス停「入川」の北東方・直線距離 580m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は、傾斜を有する地勢のなかで、一般住宅等が見られる地域となっている。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第二種中高層住居専用地域 60% 200% なし 宅地造成等工事規制区域。土砂災害警戒区域。 一部が内水浸水想定深さ0.01m以上に跨る。 一部がため池浸水想定区域に跨る。	
画 地 条 件	規模	物件1 117.48 m ² 物件2 140.50 m ² 物件3 172.52 m ² 計 430.50 m ² (登記上)	間口 約 22 m 奥行 約 27 m 形状 不整形 接面状況 中間画地 その他 概ね平坦
接面道路の状況	北西側 現況 約3.6～3.9m 舗装 市道 高低差 画地が約0～1.3m高い ※安芸区役所建築課にて、建築基準法上の道路(法42条2項)である旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。		
土地の利用状況等	現状は現況調査報告書記載のとおり。 隣地は一般住宅 目的外建物 なし		
供 給 処 理 施 設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 なし ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業(簡易水道含む)及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。	
	都市ガス	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。	
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 なし ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し、農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。	

特 記 事 項	広島市教育委員会でヒアリングしたところ、周知の埋蔵文化財の包蔵地には含まれない（近接している）が、開発や建築等にあたっては、「文化財等の有無及び取扱について、照会を要する」とのことであった。
---------	--

第5 評価額算出の過程

下記のとおり評価額を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	占有減 価修正 エ	市場性 修 正 オ	競売市 場修正 力	持分 キ	評価額(円) $\text{ア} \times \text{イ} \times \text{ウ} \times \text{エ} \times \text{オ} \times \text{カ} \times \text{キ}$
1	70,500	0.76	117.48	1.00	0.90	0.70	1	3,966,000
2	70,500	0.76	140.50	1.00	0.90	0.70	1	4,743,000
3	70,500	0.76	172.52	1.00	0.90	0.70	1	5,823,000
一括価格(合計)								14,532,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員約4m舗装市道にほぼ等高接面する地積約150㎡程度のほぼ整形な中間画地とした。

地価調査価格（安芸（県）-5）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円) $a \times b \times c \times d$
96,800	$\frac{102}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{140}$	70,500

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考慮のうえ査定した。

イ 個別格差：

形状	0.95
災害発生危険性 (土砂災害警戒区域等)	0.95
セットバックを要する	0.99
規模大	0.85
相乗積	0.76

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 占有減価修正： 必要なし。

オ 市場性修正： 2頁及び4頁の特記事項に記載の不明事項及びリスク等を考慮して減価した。

カ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

キ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（安芸（県）-5）

所 在 : 広島市安芸区船越二丁目38番7「船越2-51-16」
価 格 : 96,800円/㎡
位 置 : JR「海田市」駅 北西方 道路距離 約1.6kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 240㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 北西側4m市道
用途指定等 : 第二種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）
地域の概要 : 中小規模な一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	5,462,350 円	（1㎡当たり 46,496 円）、	課税地積 117.48 ㎡
物件2	4,757,470 円	（1㎡当たり 33,861 円）、	課税地積 140.50 ㎡
物件3	5,231,496 円	（1㎡当たり 30,324 円）、	課税地積 172.52 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

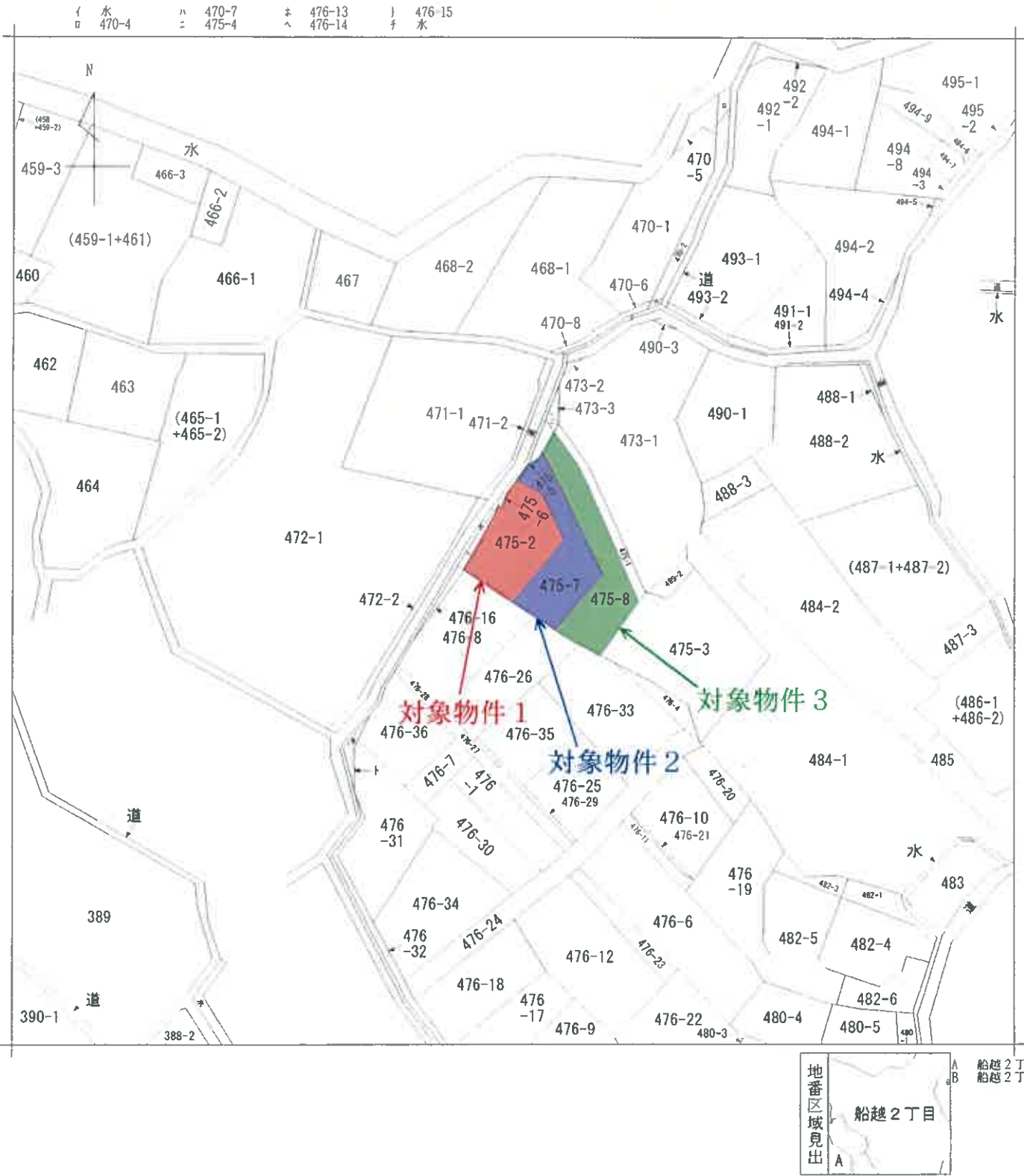
- 1 受命物件の位置図（広島市「白図」縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）

以 上

位置図



備考：当該図面は広島市役所発行の白図を複写して作成したものである。



請求部	所在	広島市安芸区船越二丁目				地番	475番2			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和50年3月		補記事項		

(1/1) (註) 当該図面は、管轄法務局備付けの図面をA3版をA4版へ縮小コピーして作成したものである。

土地所在図
地積測量図 1/2

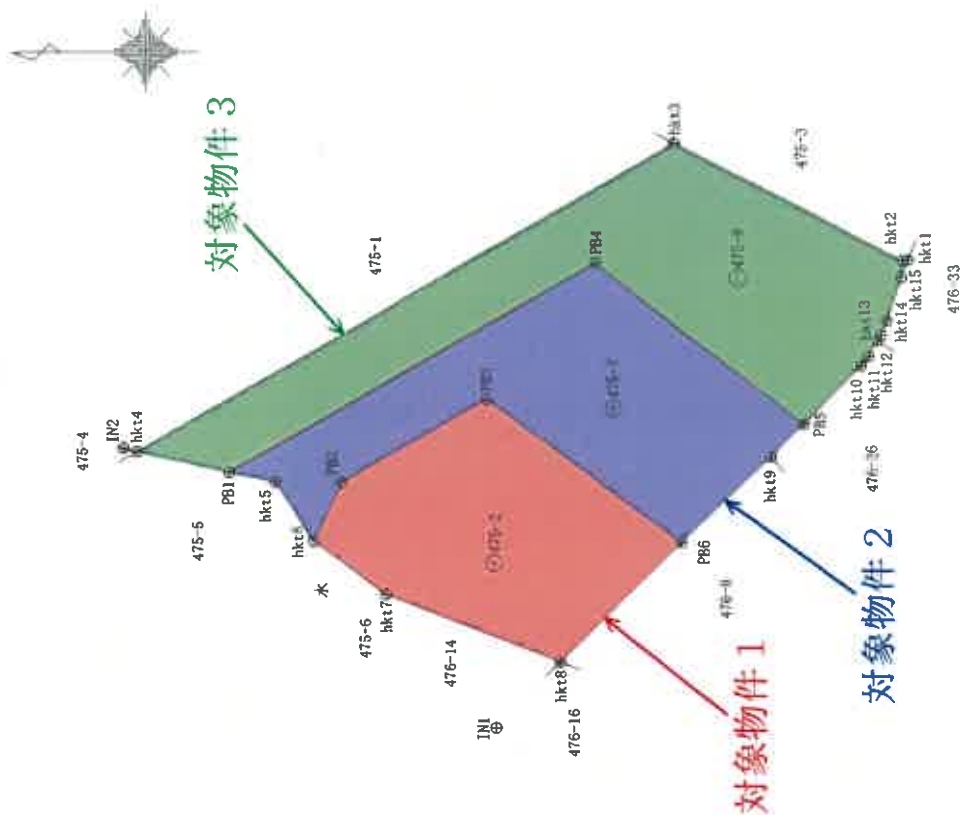
地番 475-2, 475-7, 475-8

土地の所在 広島市安芸区船越二丁目

地番	④ 475-2	X座標 (X _n)	Y座標 (Y _n)	点間距離	境界線種別	備考
hk17		-179760.197	32591.133	8.732	既設金属板	
hk18		-179768.343	32587.933	7.978	既設金属板	
PB6		-179774.045	32593.513	11.345		
PB3		-179764.896	32600.221	7.850		
PB2		-179758.064	32596.355	3.058	既設金属板	
hk16		-179756.763	32593.585	4.215	既設金属板	
hk17		-179760.197	32591.133			
計算方法	$2P = \sum (Y_n X_{n+1} - X_n Y_{n+1})$					234.967088
面積 (㎡)						117.4835440
地積						117.48

地番	⑤ 475-7	X座標 (X _n)	Y座標 (Y _n)	点間距離	境界線種別	備考
hk15		-179755.008	32596.379	3.101	既設金属板	
hk16		-179756.768	32593.585	3.058	既設金属板	
PB2		-179758.064	32596.355	7.850		
PB3		-179764.896	32600.221	11.345		
PB6		-179774.045	32593.513	5.740	既設金属板	
hk19		-179778.148	32597.527	2.169		
PB5		-179779.684	32599.058	12.301		
PB4		-179767.945	32606.573	19.631		
PB1		-179752.890	32596.851	2.170	既設金属板	
hk15		-179755.008	32596.379			
計算方法	$2P = \sum (Y_n X_{n+1} - X_n Y_{n+1})$					281.0065331
面積 (㎡)						140.5026655
地積						140.50

地番	⑥ 475-8	X座標 (X _n)	Y座標 (Y _n)	点間距離	境界線種別	備考
PB1		-179752.890	32596.851	19.631		
PB4		-179769.945	32606.573	12.301		
PB5		-179779.684	32599.058	3.838	既設金属板	
hk110		-179782.402	32601.768	0.558	既設金属板	
hk111		-179782.734	32602.216	0.858	既設金属板	
hk112		-179783.168	32602.956	0.272	既設金属板	
hk113		-179783.318	32603.183	0.741		
hk114		-179783.618	32603.461	0.103	既設金属板	
hk115		-179784.271	32605.460	0.872	既設金属板	
hk11		-179784.546	32606.669	0.290	既設金属板	
hk12		-179784.307	32606.643	11.978	既設金属板	
hk13		-179773.670	32611.149	28.931	既設金属板	
hk14		-179748.535	32597.222	4.462	既設金属板	
PB1		-179752.890	32596.851			
計算方法	$2P = \sum (Y_n X_{n+1} - X_n Y_{n+1})$					346.055021
面積 (㎡)						172.5275105
地積						172.52



測量年月日 令和6年9月11日
任意座標
(単位: m)

作成者

縮尺

申請人

縮尺

350

(註) 当該図面は、管轄法務局備付けの図面をA3版をA4版へ縮小コピーして作成したものである。

地番

475-2, 475-7, 475-8

土地の所在

広島市安芸区船越二丁目

土地所在図

地積測量図 2/2



引照点表

基準点名	X座標	Y座標	基準点名	X座標	Y座標
IN1	-179765.363	32584.877	IN1	-179748.535	32597.822
IN2	-179747.894	32598.002	IN2	-179755.008	32596.379
hkt4			hkt4		
hkt5			hkt5		
hkt6			hkt6		

作成者

縮尺

申請人

縮尺

(註) 当該図面は、管轄法務局備付けの図面をA3版をA4版へ縮小コピーして作成したものである。